

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 2 月 4 日 (金) 第 283 号 の 2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿 児 島 市 鴨 池 新 町 10 番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定予定の通知 (4 件) (森づくり推進課取扱い) 1
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止 (2 件) (社会福祉課取扱い) 3
- 生活保護法等に基づく医療機関等の指定 (社会福祉課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 4
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 4
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 5
- くろまぐろ (小型魚) に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 5
- くろまぐろ (大型魚) に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 5
- 家畜伝染病の発生 (2 件) (畜産課取扱い) 6
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 6
- 道路の供用の開始 (2 件) (道路維持課取扱い) 6
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (3 件) (砂防課取扱い) 7
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課取扱い) 8
- 鹿児島県手数料徴収条例別表第 1 土木部の表 14 の 4 の項に規定する知事が認める書類の廃止 (※) (建築課取扱い) 8

公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告 (2 件) (建築課取扱い) 8
- 競争入札の参加者の資格に関する公告 (県立病院課取扱い) 9
- 一般競争入札公告 (県立薩南病院取扱い) 10
- 落札者等の公告 (県立北薩病院取扱い) 13

内水面漁場管理委員会公表

- 第 5 種共同漁業権に基づく令和 4 年の増殖目標数量等の公表 (内水面漁場管理委員会取扱い) 13

告 示

鹿児島県告示第 80 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 29 条の規定により, 農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 4 年 2 月 4 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿屋市輝北町上百引字福谷 4744 番 1, 4745 番 1, 4745 番 3, 4746 番 6, 4747 番 1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第81号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和4年2月4日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

鹿屋市大始良町2599番1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第82号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和4年2月4日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

曾於郡大崎町持留字五反田333番，334番

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び大崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第83号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和4年2月4日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
曾於郡大崎町持留字東293番1, 294番2
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び大崎町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第84号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和4年2月4日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	廃止年月日
福山外科医院	霧島市隼人町内772-1	令和3年12月31日
医療法人朝日ヶ丘クリニック	始良市西餅田1880番地45	令和3年12月30日
検見崎病院	鹿屋市西原一丁目2番1号	令和3年12月31日

鹿児島県告示第85号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和4年2月4日

鹿児島県知事 塩田康一

氏 名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日	施術の種類
森山貴信	整骨院庵国分院 霧島市国分中央一丁目14-2タウンヒル田畑 I 1階	令和3年 6月25日	柔道整復

鹿児島県告示第86号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和4年2月4日

鹿児島県知事 塩田康一

名 称	所 在 地	指定年月日
検見崎クリニック	鹿屋市西原一丁目2番1号	令和4年1月1日

鹿児島県告示第87号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により，指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和4年2月4日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
福祉用具レンタル蔵の家	薩摩川内市西開町12番2号	株式会社WILLWAYESTATE	薩摩川内市西開町12番2号	田中 帝臣	令和3年12月31日	福祉用具貸与
NPO隣の会	鹿屋市笠之原町7402番地5	特定非営利活動法人隣の会	鹿屋市笠之原町7402番地5	齋藤 鈴子	令和4年1月31日	訪問介護
訪問看護ステーションりん	鹿屋市笠之原町7402番地5	特定非営利活動法人隣の会	鹿屋市笠之原町7402番地5	齋藤 鈴子	令和4年1月31日	訪問看護
NPO隣の会ピアハウス	鹿屋市笠之原町7401番地5	特定非営利活動法人隣の会	鹿屋市笠之原町7402番地5	齋藤 鈴子	令和4年1月31日	通所介護

鹿児島県告示第88号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により，次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

令和4年2月4日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 所		申 請 者			指定年月日	サービスの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
山下わたる内科	始良市東餅田424-1	医療法人拓和会	始良市東餅田424-1	山下 互	令和4年1月12日	通所リハビリテーション
ヘルパー事業所リン	鹿屋市笠之原町7402番地5	社会福祉法人隣の会	鹿屋市笠之原町7402番地5	齋藤 鈴子	令和4年2月1日	訪問介護
訪問看護ステーションりん	鹿屋市笠之原町7402番地5	社会福祉法人隣の会	鹿屋市笠之原町7402番地5	齋藤 鈴子	令和4年2月1日	訪問看護
共生型ピアハウス	鹿屋市笠之原町7401番地5	社会福祉法人隣の会	鹿屋市笠之原町7402番地5	齋藤 鈴子	令和4年2月1日	通所介護
共生型サービスるりちゃん家	鹿屋市笠之原町45番52-1号	社会福祉法人恵仁会	鹿屋市下祓川町1800番地	池田志保子	令和4年2月1日	通所介護

鹿児島県告示第89号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により，指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和4年2月4日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
福祉用具レンタル蔵の家	薩摩川内市西開聞町12番2号	株式会社WILWAYESTATE	薩摩川内市西開聞町12番2号	田中 帝臣	令和3年12月31日	介護予防福祉用具貸与
訪問看護ステーションりん	鹿屋市笠之原町7402番地5	特定非営利活動法人隣の会	鹿屋市笠之原町7402番地5	齋藤 鈴子	令和4年1月31日	介護予防訪問看護

鹿児島県告示第90号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

令和4年2月4日

鹿児島県知事 塩田康一

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーションりん	鹿屋市笠之原町7402番地5	社会福祉法人隣の会	鹿屋市笠之原町7402番地5	齋藤 鈴子	令和4年2月1日	介護予防訪問看護

鹿児島県告示第91号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和4年2月4日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
23.1トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業（上半期）	4.6トン
鹿児島県定置漁業（下半期）	10.3トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）	0.1トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）	8.1トン

鹿児島県告示第92号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和4年2月4日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
11.6トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
--------	------

鹿児島県定置漁業	8.5トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業	3.1トン

鹿児島県告示第93号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和4年2月4日

鹿児島県知事 塩田康一

家畜伝染病の種類 ヨーネ病（牛）

家畜の種類 牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生年月日
患畜	3	大島郡与論町	令和4年1月14日

鹿児島県告示第94号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和4年2月4日

鹿児島県知事 塩田康一

家畜伝染病の種類 高病原性鳥インフルエンザ

家畜の種類 鶏

患畜及び疑似患畜の区分	発生羽数	発生の場所	発生年月日
疑似患畜	111,000	出水郡長島町	令和4年1月13日

鹿児島県告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年2月4日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月4日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	佐仁万屋赤木名線	奄美市笠利町大字須野字金久32番地先から同市笠利町大字須野字里83番9地先まで	前後	7.37～8.65 10.75～15.67	90.0 90.0
		奄美市笠利町大字辺留字アカレ808番1地先から同市笠利町大字辺留字港金久165番2地先まで	前後	11.25～29.15 11.25～33.62	55.7 55.7

鹿児島県告示第96号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年2月4日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月4日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	佐仁万屋赤木名線	奄美市笠利町大字須野字金久32番地先から同市笠利町大字須野字里83番9地先まで	令和4年2月4日

鹿児島県告示第97号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年2月4日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年2月4日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	226号	南さつま市加世田唐仁原字本寺609番1地先から同市加世田唐仁原字二重480番1地先まで	令和4年2月4日

鹿児島県告示第98号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和4年2月4日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土砂災害警戒区域の名称
土石流	阿久根市	土・折多1及び土・折多2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第99号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和4年2月4日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土砂災害警戒区域の名称
土石流	出水市	土・大丸1，土・五本松1，土・五本松2及び土・連尺野2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び北薩地域振興局建設部土木建築課出水市駐在機関に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第100号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和4年2月4日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	始良市	急・中野1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び始良・伊佐地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第101号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和4年2月4日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	始良市	急・中野1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び始良・伊佐地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第102号

平成29年2月28日鹿児島県告示第229号（鹿児島県手数料徴収条例別表第1土木部の表14の4の項に規定する知事が認める書類）は、令和4年2月19日限り廃止する。

令和4年2月4日

鹿児島県知事 塩田康一

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年2月4日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
（3工区）
南九州市穎娃町牧之内字下門1667番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
南九州市知覧町郡6204番地
南九州市長 塗木弘幸

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和4年2月4日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

（ 4 工区）

南九州市穎娃町牧之内字下門1662番 6， 1667番 1 の一部及び1667番 1 地先水路

- 2 公共施設の種類，位置及び区域
道路 南九州市穎娃町牧之内字下門1667番 1 の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
南九州市知覧町郡6204番地
南九州市長 塗木弘幸

競争入札の参加者の資格に関する公告

令和 3 年度において，地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので，当該調達契約に係る一般競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格等について，次のとおり公告する。

令和 4 年 2 月 4 日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

- 1 調達をする物品等の種類
 - (1) 種類
物品（医療機器類）の購入
 - (2) 名称
高精度放射線治療システム 一式
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和 52 年鹿児島県告示第 166 号。以下「資格審査要綱」という。）第 3 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって，当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 39 条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を入札書の提出期限の時点で受けた者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法，時期等
入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは，次に掲げるところにより，資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け，入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法
資格審査要綱第 2 条第 2 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して，直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
 - (3) 申請書類の受付期間
令和 4 年 2 月 4 日から同月 25 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
なお，受付期間の終了後も随時受け付けるが，この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査を受けることができない者
次のア又はイに該当する者は，入札参加資格審査を受けることができない。

- ア 資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する者
- イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 39 条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けていない者
- (5) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間
入札参加資格を取得した日から令和 4 年 9 月 30 日までとする。
- 5 入札の公示の方法
入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

一般競争入札公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和 4 年 2 月 4 日

県立薩南病院長 三枝伸二

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入をする物品等の名称及び数量
高精度放射線治療システム 一式
 - (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
入札説明書による。
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和 52 年鹿児島県告示第 166 号。以下「資格審査要綱」という。）第 3 条第 3 項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第 2 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 39 条第 1 項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を入札書の提出期限の時点で受けた者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で 2 の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法
資格審査要綱第 2 条第 2 項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
 - (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和4年2月4日から同月25日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

県立薩南病院新薩南病院整備班

南さつま市加世田高橋1968番地4 郵便番号 897-1123

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

令和4年3月24日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和4年3月25日午前11時

イ 場所 県立薩南病院小会議室（2階）

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(2)及び(4)に同じ。

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(4)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契

約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

県立薩南病院新薩南病院整備班

南さつま市加世田高橋1968番地4 郵便番号 897-1123

電話番号 0993-53-5300

ファックス番号 0993-53-6764

13 その他

この調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

(1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE PURCHASED:

Linac system:1Set

(2) DELIVERY PERIOD:

As specified in the tender explanation form

(3) DELIVERY PLACE:

Kagoshima Prefectural Satsunan Hospital

(4) TIME LIMIT FOR TENDER:

5:00 p.m. 24 March 2022

(5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Kagoshima Prefectural Satsunan Hospital

1968-4 Kasedatakahashi, Minamisatsuma City, Kagoshima Prefecture 897-1123 Japan

TEL 0993-53-5300

FAX 0993-53-6764

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 4 年 2 月 4 日

県立北薩病院長 小寺 頭一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
全身用 X 線 C T 診断装置 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
県立北薩病院総務課
伊佐市大口宮人502番地 4
- 3 落札者を決定した日
令和 3 年12月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
キャノンメディカルシステムズ株式会社鹿児島支店
鹿児島市山之口町 1 番10号
- 5 落札金額
86,570,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 3 年11月12日

内水面漁場管理委員会公表

第 5 種共同漁業権に基づく令和 4 年の増殖目標数量等の公表

水産庁長官通知（平成24年 6 月 8 日付け24水管第684号水産庁長官）により、漁業法（昭和24年法律第267号）第60条第 5 項に規定する第 5 種共同漁業の免許を受けた者の令和 4 年における水産動植物の増殖目標数量等を次のとおり定めたので公表する。

令和 4 年 2 月 4 日

鹿児島県内水面漁場管理委員会会長 福留己樹夫

区分 漁業権 免許番号	漁業権者	増殖目標数量等								備 考
		あゆ	こい	ふな	うなぎ	やまめ	もくずがに	おいかわ	てながえび	
鹿 内 共 第 1 号	広瀬川漁業協 同組合	kg 600	kg 0	kg 10	kg 50	kg 30	kg 150	kg 5	kg 10	1尾は、次 のものを標 準とする。
鹿 内 共 第 2 号	高尾野内水面 漁業協同組合	150	0		40		50			あゆ 5グラム
鹿 内 共 第 3 号	高松川漁業協 同組合	30	0		30		50			
鹿 内 共 第 4 号	川内川漁業協 同組合	200	0	40	50		200		10	ふな 10グラム
	川内市内水面 漁業協同組合	50	0	120	200		150		5	うなぎ
鹿 内 共 第 5 号	川内川漁業協 同組合	20	0	10	5					10グラム ただし、 成鰻を放流 する場合は 増殖目標数
	川内市内水面 漁業協同組合	20	0	30	10					
	川内川上流漁									

	業協同組合	20	0	10	20						
鹿内共 第6号	川内川上流漁 業協同組合	230	0	40	80	30		10			量の3倍を 目安とする。
鹿内共 第8号	川辺広瀬川漁 業協同組合	80	0		40		200			15	やまめ 5グラム
鹿内共 第9号	甲突川漁業協 同組合	150	0		20		250				もくずがに
鹿内共 第10号	思川漁業協同 組合	30	0		20		30				甲幅3セ ンチメート ル
鹿内共 第11号	別府川漁業協 同組合	60	0		20						
鹿内共 第12号	網掛川漁業協 同組合	180	0		30						おいかわ 体長5セ ンチメート ル
鹿内共 第13号	日当山天降川 漁業協同組合	650	0	20	50						
	松永漁業協同 組合	400	0	20	40						てながえび
	手籠川漁業協 同組合	30	0	30	20						5グラム
鹿内共 第14号	検校川漁業協 同組合	100			10		50				
鹿内共 第15号	安楽川漁業協 同組合	100	0		10		50				
鹿内共 第16号	末吉町内水面 漁業協同組合		0	50	50						